

嘉悦大学後援会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、嘉悦大学後援会（以下「本会」という。）とする。

(事務局)

第2条 本会の本部は、嘉悦大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、嘉悦大学の教育方針に則り、その教育事業の後援を行うと共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

2 本会は、前項の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 学生の学業、福利厚生に関する支援事業
- (2) 大学の教育施設・設備の整備に関する支援事業
- (3) 学校行事及び学友会活動に関する支援事業
- (4) 大学の地域社会及び国際交流に関する支援事業
- (5) 大学の生涯学習事業に関する支援事業
- (6) 大学の広報に関する支援事業
- (7) 会員相互間及び会員と大学教職員との交流に関する事業
- (8) その他、本会の目的達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は次の会員で構成する。

- (1) 正会員 嘉悦大学の在学生の保証人又はそれに代わる者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者
- (3) 特別会員 嘉悦大学の教職員

2 前項第2号の会員志望者は、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

(経費)

第5条 本会の経費は、会費及び有志の寄付をもって充てる。

2 寄付の受入については、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 正会員の会費は、年額24,000円とする。

2 賛助会員の会費は、1口年額24,000円とし1口以上随意とする。

(総会)

第7条 本会の総会は、正会員及び特別会員で組織する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年5月に開催するのを通例とし、臨時総会は役員会が必要と認めた時に臨時に開催するものとする。

3 総会は、役員会の議を経て、会長が招集する。

4 総会においては、次の事項について報告及び審議を行う。

(1) 事業報告及び決算報告

(2) 事業計画案及び予算案の審議

(3) 役員を選任

(4) 会則の変更

(5) その他、会長が必要と認める事項

(役員)

第8条 本会に正会員5～10名及び特別会員3～5名からなる役員を置き、総会において選任し、その任期は1年とする。

2 本会に会長1名、副会長1名、監事2名及び会計2名を置き、役員会において前項の役員の中から選任する。

3 会長は本会の職務を総括し、本会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは本会を代表する。

5 監事は会計を監査する。

(役員会)

第9条 役員会は役員をもって構成し、会則及び総会の決議に基づいて業務を執行する。

2 役員会は、役員全員の同意がある場合に限り、書面による決議ができる。

3 監事は役員会の構成員となるが、議決に加わることはできない。

(決議)

第10条 総会は、100人以上の正会員及び特別会員（委任状及び議決権行使書を含む。）の出席をもって成立する。

2 役員会の定足数は、定数の過半数（委任状を含む。）とする。なお、委任状は、監事以外の役員に対するものでなければならない。

- 3 総会及び役員会における決議は出席者（委任状又は議決権行使書を含む。）の過半数をもって行う。
- 4 総会及び役員会における決議が賛否同数の場合は議長が決する。この場合においては、議長は会員又は役員としても決議に参加できる。

（会計年度）

第 11 条 本会の会計年度は、学年度とする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 5 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。